

## 放射性物質を含む浄水汚泥の敷均し及び覆土工事の施工について

平成24年1月18日  
君津広域水道企業団  
電話 0438-98-0921

君津広域水道企業団では、当企業団が所有する袖ヶ浦最終処分場に平成23年3月から搬入した放射性物質を含む浄水汚泥の敷均し及び覆土工事を平成24年1月中旬頃から3月中旬頃にかけて施工する予定です。

### 1 目的

平成23年3月から袖ヶ浦最終処分場へ搬入した放射性物質を含む浄水汚泥の飛散防止のためにブルーシートによる養生を施しているところですが、今回恒久対策として放射性物質を含んだ浄水汚泥の飛散防止及び放射線物質の遮蔽を行うべく、覆土を行うものであります。

### 2 工事概要

1) 今回の覆土は、処分場に搬入済み（仮置き）の浄水汚泥を処分場の約半分の区画に小運搬し、敷均しを行い、汚泥の上に覆土を厚さ50cm施すものであります。

### 3 その他

1) 汚泥の敷均し後は、当日中に覆土をすることを原則とし、万一覆土が間に合わないときは一時的にブルーシートで飛散防止の養生を行い、極力放射生物質を含む浄水汚泥を露出させないように配慮します。

(参考) 平成23年8月26日付けの原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」によれば、「覆土を30cm行うことにより、放射線を98%遮蔽する。」とされています。